

## 『学 生』

### 6 学生の受入

#### 基準 6-1

教育の理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が設定され、公表されていること。

【観点 6-1-1】アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 6-1-2】入学志願者に対して、アドミッション・ポリシーなど学生の受入に関する情報が事前に周知されていること。

#### [現状]

本学の教育目標を平成16年に新たに設定し、入試要項などに表記することによって受験者を募り、この教育目標に込めうる者を選抜する方法を入試委員会で検討した。しかし、明確にアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）としてホームページや入試要項に表記すべきであるとの考えから、平成21年5月の入試委員会において検討を開始し、平成21年10月の入試委員会で案をまとめ、11月9日付け教授会で承認を得た。そのアドミッション・ポリシーは『大学の理念』、『教育目標』、『入学生像』の3項目から成り、平成21年12月よりホームページに掲載している。ただし、平成22年度入試要項には記載されていない。【観点 6-1-1】 【観点 6-1-2】

（資料：平成17年発行 入学案内、平成21年5月入試委員会決議録、平成21年11月9日付け教授会決議録、ホームページ掲載文）

#### [点検・評価]

##### 優れた点

- ・従来から入試委員会は、一般、推薦の各入試で入学した者の学内成績を追跡調査するなどし、どのような選抜方法が適切かを常に検討し、入試の改革に生かしてきた。
- ・アドミッション・ポリシーを設定し、ホームページに掲載している。

##### 改善を要する点

- ・アドミッション・ポリシーが入試要項に掲載されていない。

#### [改善計画]

本学の理念・教育目標に即した学生を受入れるため、平成23年度からアドミッション・ポリシーを入試要項に掲載する。

## 基準 6-2

学生の受入に当たって、入学志願者の適性及び能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 6-2-1】責任ある体制の下、入学者の適性及び能力の評価など学生の受入に関する業務が行われていること。

【観点 6-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 6-2-3】医療人としての適性を評価するため、入学志願者に対する面接が行われていることが望ましい。

### [現状]

従来は、毎年一般入試のみ1回施行していたが、平成5年度に公募制推薦入試を導入し、さらに多様な学生を受入れるため、平成11年度にセンター試験利用入試、平成13年度に指定校制推薦入試、さらに平成18年度に一般入試後期を導入した。これに伴う入試業務の増加と更なる広報活動の充実のため、平成10年4月から業務を教務部教務課から教務部内に新たに設置された入試課に移管した。また、平成15年4月には教務部から独立して入試部が設立され、同時に教務委員会から独立して、委員長1名、委員4名で構成される入試委員会（委員長は入試部長が務める）が新設され、入試に関する項目を審議し、入試業務を実施する体制を確立した。【観点 6-2-1】

入試委員会は、各試験制度で入学した者の学内成績を追跡調査するなどしながら、入学志願者の適性を的確に判断するために、以下のような現行の入試制度を作った。

まず、本学の志願者選抜の基準となるのは一般入試前期であり、数学、理科（化学）、外国語（英語）の学科試験を行っている。それに加えて、入学後の学業成績の良い現役生を中心に高校生活の充実した者を選抜する公募制推薦入試（化学と英語の基礎学力試験と高校の調査書の全体評定平均値によって選抜）、入学する学生数が多く入学後の学業成績の良い高等学校の校長からの推薦に基づく指定校推薦入試（高校の調査書の全体評定平均値と面接によって選抜）、高校での学業の理解度が高い学生を広域から選抜するセンター試験利用入試（必須科目として数学Ⅰ・A、数学Ⅱ・B、化学Ⅰ、英語（リスニングを含む）に選択科目として物理Ⅰ又は生物Ⅰを加えた5科目で選抜）、薬学で特に必要とされる化学の理解度が高い学生を選抜する一般入試後期（化学の学科試験と高校の調査書の全体評定平均値に数学と英語の評定平均値を加算して選抜）と、それぞれ特徴ある形態の入試を配している。

指定校推薦入試による入学者は、学内における学業成績のばらつきが多く見られたため、複数年において学業成績不振者が複数いる場合には指定校から外す措置がとられており、常時改善を目指している。また、指定校の一部と連携協定を締結し、本学の連携プログラムを修了することにより、教育理念、創学の精神を十分に理解し納得した受験生を選抜することで学業成績の上位者を増やす努力をしている。

広域から受験生を集めるために、公募制推薦入試では名古屋、広島、高松、福岡に、一般入試

前期で名古屋、大阪2か所、広島、高松、福岡に学外試験場を設置して、受験者数の動向を見ながら改善工夫を行っている。【観点 6-2-2】

なお、医療人としての適性を評価するため、指定校推薦入試においては面接を行っている。面接は1グループ5名に対し面接者2名で約30分実施している。【観点 6-2-3】

(資料：平成22年度募集要項、平成22年度キャンパスガイド)

[点検・評価]

#### 優れた点

- ・薬学教育6年制の導入による影響や18歳人口の減少にもかかわらず、継続的に定員数を充足しており、かつ各入試制度を通じて多様な学生を受入れていることからみて、概ね適正な入学者選抜制度となっていると考えられる。
- ・一般入学試験の複数受験機会の確保により、本学への入学を強く志望する受験生の入学率を高め、教育効果の向上に資するような制度設計となっている。
- ・公募制推薦入試では基礎学力を検証した上で入学者を決定しているため、学内における学業成績の上位者の割合がやや多く、入学後の教育効果を期待しうる制度として機能している。

#### 改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

指定校推薦における協定校の入学者の学業成績を注視し、効果があるようなら連携協定を増やして連携プログラムの更なる充実を図る。また、広く受験生を集めるために広報のあり方を考慮しながら奨学金の充実についても検討を重ねていく。さらに、入学者選抜の公正性、妥当性を確保するため、広報を重視しつつ、本学の優れた入試制度を今後も継続・発展させていく。

### 基準 6-3

入学者定員が、教育の人的・物的資源の実情に基づいて適正に設定されていること。

【観点 6-3-1】適正な教育に必要な教職員の数と質が適切に確保されていること（「9. 教員組織・職員組織」参照）。

【観点 6-3-2】適正な教育に必要な施設と設備が適切に整備されていること（「10. 施設・設備」参照）。

#### [現状]

本学の6年制課程薬学部薬学科は、入学定員270名、収容定員1,620名である。大学設置基準の規定によると、この定員に対して、専任教員58名、そのうち教授29名、薬剤師として実務経験を有する専任教員（実務家教員）7名を必要とする。本学ではこれに対して、平成22年3月末日現在、専任教員は、教授32名、准教授10名、講師22名、助教9名、助手8名の計81名である。そのうち実務家教員は現時点で6名であるが、1名が平成22年度中に実務家教員の要件を満たす予定であることから、必要条件は満たす見込である。専任教員数に対する学生数（収容定員）の比率は20であり、全国の私立薬科大学の平均とほぼ同じである（基準9-1-1参照）。【観点 6-3-1】

教育施設として、講義室は26室（300人超収容が4室、200人収容が5室、100人収容が9室、50人収容が8室）、SGDに適した演習室2室（200人収容）、実習室7室、コンピュータ演習室3室を設置している。26講義室の設備の点についてみると、12室にはDVD/VHSビデオデッキ、モニターが複数台備えられており、スクリーンが常設されている。このほかに、少人数教育ができる講義室としては14室あり、机と椅子の移動が容易であり、組み合わせが自在にできるようになっている。

また、新教育棟（11号館）には、薬学臨床教育センターが設置され、調剤室、模擬薬局、注射剤調製室、医薬品情報室を配し、実務実習事前学習に最適の環境が整っている。他に共同の教育・研究施設として、アイソトープ実験施設、動物実験施設、ライフサイエンスセンター、分子構造解析室、薬用植物園がある（基準10-1-1参照）。

以上の施設・設備により、定員1,620名に対して『薬学教育モデル・コアカリキュラム』に基づいて適正な教育を行うことが可能である。【観点 6-3-2】

#### [点検・評価]

##### 優れた点

- ・大学設置基準の規定に基づく専任教員の条件を満たしている点は評価できる。
- ・6年制教育に必要な施設と設備が適切に整備されていると評価できる。

##### 改善を要する点

- ・実務家教員の人数は十分とは言えないので、更に増員する必要がある。
- ・専任教員数に対する学生数（収容定員）の比率は20であり、更に教員を増やす努力をする必要がある。

- ・ 准教授の数が少なく講師が多い構成になっており、アンバランスであるので、専任教員の構成比率を改善する必要がある。

[改善計画]

実務家教員の補充を緊急に行う。講師から准教授への昇任人事を積極的に進める。また学生実習を補助する教育支援職員を置くことも予定している。

## 基準 6-4

学生数が所定の定員数と乖離しないこと。

【観点 6-4-1】 入学者の受入数について、所定の入学定員数を上回っていないこと。

【観点 6-4-2】 入学者を含む在籍学生数について、収容定員数と乖離しないよう努めていること。

### [現状]

学生入学定員数は270名であり、6年制導入初年度である平成18年度入学者数は343名（127%）、平成19年度は318名（118%）、平成20年度は288名（107%）、平成21年度は277名（103%）となっている。

6年制導入初年度である平成18年度は、合格者の入学手続き率を低く見積もり過ぎたために、入学者数が定員を27%オーバーした。そのため、平成19年度一般前期入試からは補欠通知制度を採用し、合格者数を88名減少（対前年比85%）させ、入学手続き者には入学予定であるかを調査して限りなく学生入学定員と一致させようと努力した結果、前述のとおり平成20年度は定員の107%、平成21年度は入学定員の103%にまで近づけることができた。この結果、6年制における現時点での最高学年4年次生までの収容定員1,080名に対し、在籍学生数1,169名（108%）となっている。【観点 6-4-1】 【観点 6-4-2】

### [点検・評価]

#### 優れた点

- ・平成20、21年度の入試においては、補欠通知制度を採用することによって、入学者を定員に近づけることができた。

#### 改善を要する点

- ・平成18、19年度入学者数が定員を10%以上超過した。

### [改善計画]

学外実務実習機関の受入可能学生数という観点から見ても、定員遵守は今後の本学の重要課題であり、補欠通知制度を十分に機能させて、今後更に入学者数を可能な限り定員数と一致させるように努める。